

筑西市誕生２０周年を市民みんなで盛り上げる事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条 この要項は、筑西市誕生２０周年（以下「市誕生２０周年」という。）を契機に、市民の一体感の醸成を図り、市誕生２０周年を盛り上げるため、市誕生２０周年を記念する事業を自ら企画して実施する団体に対し、市予算の範囲内において筑西市誕生２０周年を市民みんなで盛り上げる事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般団体 本市の区域内（以下「市内」という。）に活動の拠点を有する団体（営利活動を行う法人を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 筑西市市民団体等の登録及び公表に関する要綱（平成２２年市告示第１２６号）第２条の申込書を提出した団体又は同要綱第４条に規定する登録市民団体等

イ 商工振興又は観光振興に寄与する団体

ウ 市長が必要と認める団体

(2) 学校団体 市内に活動の拠点を有する学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいう。）その他の教育関係機関に在籍する児童生徒及び教職員並びに当該児童生徒の保護者により構成される団体をいう。

（補助対象者）

第３条 この要項により補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、一般団体及び学校団体の代表者（未成年者のみで構成される団体にあつては、その責任者）とする。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

(1) 公序良俗に反する活動を行う団体

(2) 筑西市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に掲げる暴力団員若しくは同条第３号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）を構成員とする団体又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する団体

(3) 政治活動又は宗教活動を行う団体

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める団体

(補助対象事業)

第4条 この要項により補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市誕生20周年を盛り上げることを目的とした事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たなイベントを実施し、又は既存のイベントに新たな工夫を加え、楽しめる場及び憩いの場を提供する事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 令和8年1月11日までに実施される事業
- (4) 営利を目的としない事業
- (5) 名称に市誕生20周年記念の事業であることを表記した事業
- (6) 広く公開され、かつ、誰でも参加することができる事業

(補助対象経費)

第5条 この要項により補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める方法により算定した額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）と同表右欄に定める補助限度額を比較していずれか低い方の額とする。

区 分	算出方法	補助限度額
一般団体	補助対象経費から補助対象事業に係る収入（この要項による補助金を除く。）を減じて得た額の3分の2	1回当たり30万円
学校団体	補助対象経費から補助対象事業に係る収入（この要項による補助金を除く。）を減じて得た額の10分の10	1回当たり15万円

(補助金の交付制限)

第7条 この要項の規定による補助金の交付は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

- (1) 一般団体 一の団体当たり1回
- (2) 学校団体 一の団体当たり次に掲げる期間に実施する事業（一の事業に限る。）つきそれぞれ1回とする。

ア 公布の日から令和7年3月31日まで

イ 令和7年4月1日から令和8年1月11日まで

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員の名簿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市長が別に定める交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(概算払)

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、補助金の交付決定の日から補助対象事業を実施するまでの期間が年度をまたぐものを除く。

- 2 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、市長が別に定める概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに市長が別に定める補助金変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
 - (2) 変更後の収支計画書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市長が別に定める変更等承認決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日（以下「事業完了日」という。）から起算して30日を経過した日又は第7条第2号アに掲げる期間に実施した補助事業にあつては令和7年3月31日、同号イに掲げる期間に実施した補助事業にあつては令和

8年3月31日のいずれか早い日までに、市長が別に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定のうえ、市長が別に定める交付額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、市長が別に定める請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 第10条第2項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の通知を受けたときは、市長が別に定める概算払精算書により、速やかに補助金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付を不相当と認める事実があったとき。

(関係書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年10月22日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日（以下「失効の日」という。）限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

費 目	経 費
報償費	講師、出演者等への謝礼
旅費	講師、出演者等に支払う交通費又は宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	ポスター、チラシ等の作成費又はコピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料等
広告料	新聞、雑誌等への広告料
委託料	会場の設営撤去及び警備に係る委託料等又は事業の一部を外部委託した経費
使用料及び賃借料	会場使用料、機材レンタル料等
その他の経費	その他市長が特に必要と認める経費